

2020年10月9日

## 京都市地球温暖化対策条例の改正にむけての要望

京都生活協同組合  
理事長 畑 忠男

地球温暖化問題は、持続可能な社会の実現に向けた長期的な視点が重要であると同時に国民の日常生活に密接にかかわるものです。国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」とSDGs（2030年に向けた目標）、またパリ協定の温室効果ガス削減目標設定もあり、持続可能な社会への動きをより確かなものにしていくことが、政府・自治体、さらには事業者にも求められています。

今回、京都市地球温暖化対策条例の改正骨子案は、「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」を目指すことを明記し、その実現に向けて従来の延長に留まらない地球温暖化対策を展開するための根幹であり、私たち京都生活協同組合の願いと同じ社会を目指すものです。

また、京都市長が日本の自治体の長として初めて「2050年二酸化炭素排出量正味ゼロ」を目指すことを表明されたとおり、京都生活協同組合でも二酸化炭素排出量の削減に資する機器の導入を進めていく所存です。

つきましては、今回の京都市地球温暖化対策条例の改正が、より広く社会に受け入れられて浸透し、持続可能な社会の実現へとつなげるために、下記を要望します。

### 記

1. 新車購入時のエコカー基準の強化と導入割合の引き上げについて、電気自動車や天然ガス自動車の導入の際の支援制度など、幅広い層の事業者が参画可能となる仕組みづくりをご検討ください。
2. 新築建築物の再生可能エネルギーの導入義務の強化について、再生可能エネルギーの導入の際の支援制度など、普及へのハードルが下がることで、オール京都での先進的な取り組みの充実・深化が加速する仕組みづくりを要望します。

以上